

第4号様式の3 (第4条関係)

(A) 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書  
(B) 施設等利用給付認定申請書

板橋区長宛て

下記保護者同意の上、子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び児童福祉法による保育施設への利用または施設等利用給付に係る認定申請をします。

本申込みに関する保育認定・利用調整・保育料決定・実費徴収補足給付に必要な区が保有する個人情報及び特定個人情報(マイナンバーによる情報連携を含む)の利用に同意します。

また、利用する保育施設等に必要に応じ情報を提供することに同意します。

	記入日	年	月	日	代表保護者 氏名
--	-----	---	---	---	-------------

住所	板橋区
----	-----

フリガナ 氏名		生年月日(西暦)			電話番号
保護者1 (通知宛先)				年	
			月	日	
保護者2				年	
			月	日	

申込児童				年	申込み児童の現在の保育状況			
			月	日	<input type="checkbox"/> 父母	<input type="checkbox"/> 祖父母	<input type="checkbox"/> 知人・親戚	<input type="checkbox"/> 職場同伴
入所希望月	20		年		月	1日から	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 区内の認可保育施設

(A) 利用希望保育施設コード・施設名					<input type="checkbox"/> 区外の認可保育施設	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> その他( )
---------------------	--	--	--	--	------------------------------------	------------------------------	---------------------------------

第1希望					第2希望					第3希望					第4希望				
第5希望					第6希望					第7希望					第8希望				
第9希望					第10希望					第11希望					第12希望				
第13希望					第14希望					第15希望					第16希望				
第17希望					第18希望					第19希望					第20希望				

きょうだい申込みの条件	1 きょうだいと同時に申し込む場合、以下のいずれかに☑してください。 ※ <input type="checkbox"/> ①きょうだい全員が、同時に同じ保育施設を利用できる場合のみ利用する。 <input type="checkbox"/> ②きょうだい全員が、同時に利用できれば別々の保育施設でも利用する。 <input type="checkbox"/> ③きょうだいのうち、1人だけが利用できる場合でも保育施設を利用する。 ※上記①または②を選択した場合、申込み児童のうち1人が入所可能でも他の児童が入所できなければ、全員が入所保留となります。
	2 上記で②または③を選択した場合は以下のいずれかに☑してください。 <input type="checkbox"/> ア希望順位を下げてでも、同じ施設にそろえることを優先する。 <input type="checkbox"/> イ同じ施設にそろえるより、それぞれの希望順位を優先する。

0~2歳児の住民税非課税世帯、3~5歳児で認可外保育施設等を利用する方は、(B)をご記入ください。										区使用欄										
(B)	利用開始日	年			月			日				から				<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 転園 <input type="checkbox"/> 住登外				
	利用する施設・事業所名											備考								
受領日	年			月			日				保状	申込	認定	指数	階層	健康	子どもコード			

## 育 児 休 業 確 認 票

育児休業について、下記のいずれかに☑してください。

育児休業を取得していない。

育児休業を取得しており、復職と入所を希望する

→認可保育施設に入所した場合は、入所月の翌月1日までの復職が必要です。

育児休業を取得しており、延長するため入所は希望しない

→以下の①～③を確認のうえ、ご署名ください。

※育児休業は原則として、子が1歳に達するまで取得でき、やむを得ない理由がある場合等に、例外的な措置として、最長2歳に達するまで期間を延長できる制度です。

- ① 入所保留の希望期間中は、新たに申請される方の利用を優先するため、指数を20点として選考し、選考結果を「入所保留」とします。
- ② 上のお子さんが認可保育施設に在園中で下のお子さんの育児休業を取得した場合、生まれたお子さんが満1歳の誕生日を迎えた次年度4月末までは在園できます。この期間を超えて育児休業を延長された場合、上のお子さんは認可保育施設を退所していただくこととなります。（※上のお子さんが前記4月の時点で4・5歳児クラスである場合は、育児休業を延長されても卒園まで利用可能です）。
- ③ 申請有効期間中に入所保留の希望がなくなった場合は、「申込内容変更届」に申込取下または入所希望へ切り替えの旨を記載し、各月の申込み締切日までにご提出ください。

（署名）                      年              月              日      代表保護者氏名